

2016年1月12日

宮城県市長会
会長 奥山恵美子 殿

東日本大震災復旧・復興支援
みやぎ県民センター
代 表 網島不二雄
〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305
Tel022-399-6907/FAX022-399-6925
(公 印 略)

宮城県社会保障推進協議会
会 長 刈田啓史郎
〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13
Tel022-223-0566/FAX022-223-0977
(公 印 略)

東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除措置と 介護保険利用者負担減免措置の継続を求める要望書

日頃、住民福祉の向上のためにご尽力いただき、心からの敬意と感謝を申し上げます。

東日本大震災から4年10カ月が経過をしました。国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するも、県と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象を絞って継続してきました。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。

宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康調査の結果でも示されている通り、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85%を超え、「体調があまり良くない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害のある方」は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配です。こうした状況を踏まえて、国及び宮城県は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する被災者は医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求める意見書が被災沿岸自治体を中心に採択されています。

私たちは、被災者の健康を維持改善させ、生活再建をすすめる立場から、被災した被保険者等に対する医療費一部負担金免除措置と介護保険利用者負担減免措置の継続をするために以下の要望を申し上げます。

記

東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除及び介護保険利用料減免の継続を強く要望し、その実現のためにあらゆる手立てを講ずることを要望いたします。

以 上